

別 紙

答申第 1 1 号

答 申

第 1 審査会の結論

山形県教育委員会の決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成 1 5 年 6 月 1 1 日、山形県情報公開条例（平成 9 年 1 2 月県条例第 5 8 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定により、山形県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「山形県公立学校教員選考試験（以下「選考試験」という。）の小論文、作文、面接の配点、採点基準、評価シート（平成 1 0 年度以後のもの）」及び「高校看護の問題、解答、配点、採点基準（平成 1 0 年度以後のもの）」の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、異議申立人が山形県情報公開条例第 4 条第 1 項に規定する開示請求権者に該当しないことを理由として、本件開示請求を却下する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 1 5 年 7 月 4 日付け義教第 6 1 4 号公文書開示請求却下通知書により、同日、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 1 5 年 7 月 7 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、平成 1 5 年 8 月 1 日、条例第 1 1 条の規定により、山形県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

開示請求権について規定する、条例第4条第1項第5号の「実施機関が行う事務又は事業に関し相当の利害関係を有すると認められるもの」とは、これから利害関係を持つものをも排除するものではない。

選考試験においては、過去に選考試験を受験したものと本年受験するものだけでなく、将来受験を希望するものも当然に利害関係を有している。

異議申立人は、将来受験を希望しており、開示請求を却下される理由はない。

情報を広く公開し、知る権利を尊重し、公正で信頼ある行政にして、行政への関心とかわりを深めていこうとする情報公開のあり方を素直に捉え、実施機関は、情報公開の対象を限定しようとする態度を改めるべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 条例第4条第1項第5号の趣旨について

条例第4条第1項第5号は、県の事務事業に関し相当の利害関係を有する県民等以外のものから「そのものの有する利害関係に係る公文書」について請求があった場合には、請求の対象とする趣旨である。その場合、「相当の利害関係」とは、県の事務事業と利害関係があると客観的に認められるものに限られるものであり、本人の主張のみでは「相当の利害関係」を有するとは認められない。

ある者が選考試験に「相当の利害関係」を有するというためには、その者が選考試験に志願していること、又は志願した事実があること、併せて、その者に選考試験実施要項記載の志願者の資格を有することが必要である。

志願者の資格とは、一般選考の場合、学校教育法及び地方公務員法に定める欠格事項に該当しない者であって、かつ、志願校種の教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は取得する見込みの者をいい、資格の有無は、志願書に記載された内容を確認することによって判明するものである。

2 条例第4条第1項第5号該当性について

異議申立人は、県内に住所等を有する者ではないため、条例第4条第1項第1号から第4号まで規定されている開示請求権者には該当しないが、同条同項第5号の「前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に関し相当の利害関係を有すると認められるもの」に該当するものとして、本件開示請求を行ったものである。

異議申立人は、公文書開示請求書の利害関係の内容欄に「山形県公立学校教員採用試験受験を希望している（平成16年度）」と記載したものの、平成16年度採用選考試験の志願書を提出しておらず、同人の志願者の資格の有無について確認することができなかった。

したがって、異議申立人が選考試験に関して「相当の利害関係」を有するという事は、本人の主張のみであり、何らの客観性も見出すことができなかった。

また、実施機関において、異議申立人は平成11年度採用から平成15年度採用までの選考試験に志願していないことを確認している。

以上のことから、異議申立人が、選考試験に関して「相当の利害関係」を有するとは認められない。

なお、これまでも実施機関が実施する採用試験に関する県民等以外による開示請求に対しては、請求者の利害関係の客観性を基準にして開示請求権の有無を判断している。

第5 審査会の判断

1 条例第4条第1項第5号の趣旨について

条例は第4条第1項で、開示請求権者の範囲を「(1)県内に住所を有する者 (2)県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体 (3)県内に存する事務所又は事業所に勤務するもの (4)県内に存する学校に在学する者 (5)前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に関し相当の利害関係を有すると認められるもの」と定めている。

同条同項第5号は、第1号から第4号までに掲げるもののほか、県の行政と利害関係を有する県民等以外のものから「そのものの有する利害関係に係る公文書」について請求があった場合は対象とする趣旨である。

この場合、「相当の利害関係」の範囲については、県の事務事業と利害関係があると客観的に認められるものであり、利害関係があるとの本人の主張のみのものなど、利害関係の客観性が認められないものについては対象にならないものである。

2 条例第4条第1項第5号該当性について

本件事案において、開示請求者が選考試験に関し「相当の利害関係」を有するというためには、選考試験との利害関係があると客観的に認められることが必要である。

異議申立人は、条例第4条第1項第5号の規定は、「これから利害関係を持つものをも排

除してはいない。」と主張し、「選考試験受験を希望している」ことから、当然利害関係を有するとしている。

しかし、本件処分の時点で平成 16 年度採用の選考試験の受付期間は終了しており、異議申立人は志願書を提出しておらず、過去において志願した事実も認められないことから、異議申立人の主張は単なる主観を示すものにすぎないと判断せざるを得ない。

従って、異議申立人は選考試験に関し、客観的に認められる利害関係を有しておらず、条例第 4 条第 1 項第 5 号の開示請求権者には該当しないと判断される。

3 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別記のとおりである。

別 記

年 月 日	処 理 内 容
平成15年 8月 1日	実施機関から諮問を受けた。
平成15年 9月 1日	実施機関から公文書開示請求却下の理由説明書を受理した。
平成15年 9月22日	異議申立人から意見書を受理した。
平成15年10月 3日 (第24回審査会)	事案の審議を行った。
平成16年 1月27日 (第26回審査会)	事案の審議を行った。
平成16年 3月15日 (第27回審査会)	実施機関から意見を聴取した。 事案の審議を行った。
平成16年 4月27日 (第28回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
水 上 進	弁護士	会長
北 野 通 世	山形大学人文学部教授	会長職務代理者
伊 藤 トキエ	社会福祉法人中山福社会理事長	
小 嶋 喜市郎	株式会社小嶋総本店取締役社長	
佐 山 雅 映	医療法人社団佐山クリニック理事長	